



府食第 442 号
令和元年 10 月 29 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて (回答)

令和元年 10 月 24 日付け厚生労働省発生食 1024 第 1 号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について下記のとおり回答します。

記

以下の事項については、食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が当委員会に意見を求めるに当たって、同法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令 (昭和 26 年厚生省令第 52 号) 別表の二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(一) 乳等一般の成分規格及び製造の方法の基準の款(5)において、個別の営業許可業種において処理を行うこととしている規定を食品衛生法に基づく営業許可を受けた施設において一貫して処理を行うことと改正する。